

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員	戸辺	滋
〃	坂巻	儀一
〃	加藤	啓子
〃	中村	彰男
〃	中川	弘
〃	根本	守

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したＩＯＴの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするＡＩ（人工知能）の開発など、近年におけるＩＴ技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ＩＴスキルの向上は不可欠なものであるが、２０１６年に経済産業省が発表した資料によると、２０１５年時点でＩＴ人材不足数は約１７万１，０００人、２０３０年には、最大で約７９万人が不足すると試算されている。

２０２０年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるＩＴ機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度ＩＴ機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校における機器を含むＩＴ環境の整備は、主に市町村に委ねられてきたものの、つくばエクスプレス開業後の急速な都市化により急増した児童生徒を抱える流山市に於ける負担が重いのが実情である。将来の職業選択などにも影響する基礎知識ともなりつつあるプログラミングの教育において、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

そこで、以下の３点について要望する。

記

- 1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
 - 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
 - 3 民間の人材を積極的に活用するなど、弾力的な人材配置を認めること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年１２月２０日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
文部科学大臣	林	芳正	様
経済産業大臣	世耕	弘成	様

千葉県流山市議会

発議第 28 号

温暖化対策の実効性をさらに高める努力を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成29年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

温暖化対策の実効性をさらに高める努力を求める意見書

国連は今年10月30日、大気中の二酸化炭素濃度が最高記録を更新したとの報告書を発表し、地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が設定した目標の実現には思い切った行動が必要だと警鐘を鳴らした。また、国連の世界気象機関は年次報告書「温室効果ガス年報」において、「大気中の二酸化炭素濃度は2016年、記録的なスピードで上昇した」と指摘している。

11月6日から始まった国連気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)では、開会式で「気温上昇1.5度」の目標への団結が呼びかけられ、世界各国から歓迎されている。

一方で、世界の環境保護団体で組織する「気候行動ネットワーク」は、地球温暖化対策の前進を妨げている国を指す「化石賞」に、日本と、「先進国」をそれぞれ選び、日本は「先進国」にも含まれるため、化石賞のダブル受賞となった。

日本が単独で選ばれた理由は、パリ協定脱退を表明したトランプ米大統領の11月来日時に、2017年～2018年に米国と協力して石炭火力発電所と原発の建設を世界に広げることに関意したため選ばれた。また「先進国」は、歴史的に温室効果ガスを大量に排出してきたにもかかわらず、2020年までの削減目標の引き上げに消極的なため選ばれた。

その一方、流山市では二酸化炭素排出量削減目標値達成を目指し、地球温暖化対策実行計画を策定し、環境講座、太陽光発電、節電チャレンジ、ゴーヤカーテンなど具体的施策を実施し努力している。

そこで国に対し、世界各国で行われている様々な温暖化対策の取り組みに学び、温暖化対策の実効性をさらに高める努力をなお一層進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月20日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
外務大臣	河野	太郎	様
環境大臣	中川	雅治	様
農林水産大臣	齋藤	健	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第 29 号

高齢者や障害者等に対する郵便投票制度等の改正を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成29年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

高齢者や障害者等に対する郵便投票制度等の改正を求める意見書

2016年4月、障害者差別解消法が施行され、障害者が壁を感じずに生活できるよう「合理的配慮」を公的機関に義務づけた。

しかし、障害者の郵便などによる不在者投票は事前手続きが必要なうえ、対象は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持ち、かつ両足や心臓に重い障害が認められている人と、「要介護5」の人のみとなっており、本市の場合、全有権者のうち0.02%しかいない狭き門となっている。

過去を振り返れば、2002年、2003年に郵便投票制度等の改善を求め訴訟が提起されている。原告の訴えは当時、退けられたものの、「現行の在宅投票制度は憲法の趣旨に照らして必ずしも完全なものとは認められず、その対象の拡大や投票方法の簡略化などの方向で改善が図られてしかなるべきと認められる」などの指摘がされ、今年6月には総務省内の研究会がまとめた報告書で、要介護3まで引き下げるよう提言し、与野党各党の議論を促している。

国民の参政権を全面的に保障する立場から、高齢化の更なる進展、要介護者の増加と介護従事者不足、家族介護の負担等を踏まえれば、法整備を含めあらゆる所要の措置を早急に講じ、投票権の行使の障壁を一刻も早く取り除くことを国会及び政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月20日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	野田	聖子	様
法務大臣	上川	陽子	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様

千葉県流山市議会

発議第 30 号

小選挙区制度廃止など選挙制度改革を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成29年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

小選挙区制度廃止など選挙制度改革を求める意見書

「政治改革」の柱として小選挙区制度が導入されてから今年で21年目になる。この制度は、政権交代を可能にする制度として受け入れられてきたが、4割台の得票で7割台の議席獲得が可能になるなど、民意と議席数に大きなかい離が生じる問題がある。また多くの死票が生まれている状況や、国会議員による問題行動など政治の劣化を招いているとの指摘も聞かれる。

さらに全国的には、一自治体内で三つの小選挙区に分かれているケースや、1つの小選挙区の面積が岩手県全体面積をも上回るケースもあり、有権者と政治の距離が離れるばかりである。

こうしたことを踏まえ、国会及び政府において、小選挙区を廃止し、民意が反映される選挙制度に早急に改革されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月20日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	野田	聖子	様
法務大臣	上川	陽子	様

千葉県流山市議会

発議第 31 号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 小田 桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立した。

種子法は、コメや麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を“国が果たすべき役割”と定めた世界に誇るべき法であった。

同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種を生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、農家に行き渡るよう安価に販売されてきた。その結果、戦中戦後の食糧難を脱し、安全でおいしい農産物を広く国民に提供し、かつ農民の生産・販売活動を支えることはもちろんのこと、様々な自然や生活の環境の違いから生まれる地域固有の原種の保存・生産に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、同法廃止に伴い、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することが深く懸念されている。あわせて、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることも強く懸念されている。

以上の趣旨から、以下のことを要望する。

記

- 1 法廃止時に、「従来通りに都道府県の種子生産に予算が確保されるよう国に求める」付帯決議が採択されたとおり、都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月20日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
農林水産大臣	齋藤	健	様

千葉県流山市議会